

厚労省が見本を通知

小池議員の調査で判明

全国の自治体が生活保護申請者の親族に収入・資産などの報告を求める調査書を送り、申請を締め付けている問題で、調査書の見本を厚生労働省（旧厚生省時代の2000年）が作成して自治体に通知していたことが、日本共産党の小池晃参院議員の調べで判明しました。

各地の自治体で出している調査書については小池氏が7日の参院厚生労働委員会でも明らかにし、

受給権の侵害だと追及。これを受けて厚労省が8日、この調査書は「扶養が保護の」要件であると誤認させる」として是正を求める事務連絡を全国の自治体に出しました。が、見本を示していた同省自身の姿勢が問われます。

厚労省の見本は「扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされています」と強調。「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務がある」という民法の規定まで引用して、親族の世帯全員の勤務先、

生活保護 受給権侵害の親族調査書

厚労省（旧厚生省）が自治体に通じた、生活保護申請（受給）者の親族に対する調査書（扶養届書）の見本

(説明) 扶 養 届 書

申請者(受給者)氏名 住所 氏名 住所

先に届出のあった世帯に関する事項について、次のとおり報告します。

1 親族の扶養について

① 扶養義務者に対する扶養の有無、種類、手続のやり取り、一時的な子どもの預かりなど扶助的な関係が親族間の関係であることを報告します。

親族の扶養の有無	有	無
扶養の種類	年 月 日から (又は既に済んでいる)	
扶養の内容及び程度	月給額(円) (又は既に済んでいる)	

② 扶養義務者に対する扶養の有無、種類、手続のやり取り、一時的な子どもの預かりなど扶助的な関係が親族間の関係であることを報告します。

2 金銭的扶養について

金銭的扶養の有無	有	無	不可(理由)
扶養の開始時期	年 月 日から (又は既に済んでいる)		
扶養の内容及び程度	① 金額により毎月 (円) ② 金額により毎月 (円) ③ 現金、④ その他	⑤ 何れも該当しない。 ⑥ 既に済んでいる。 ⑦ 扶養届書に添付する。	

3 その他の事項について

① 親族の扶養、収入等の状況

氏 名	性別	生 年 月 日	職 業	住 居	年 間 月 収 額

あなたの にあたる理人(住所)は生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされています。扶養の決定実施上必要がありますので、あなたからの親族扶養であるかについて、親族扶養届書により 年 月 日までに回答下さい。

② 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

③ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

④ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑤ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑥ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑦ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑧ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑨ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑩ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑪ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑫ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑬ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑭ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑮ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑯ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑰ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑱ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑲ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

⑳ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉑ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉒ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉓ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉔ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉕ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉖ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉗ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉘ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉙ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉚ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉛ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉜ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉝ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉞ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㉟ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊱ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊲ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊳ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊴ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊵ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊶ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊷ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊸ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊹ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊺ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊻ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊼ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊽ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊾ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

㊿ 扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

月収、資産、負債などの記載を求めています。他方で、親族の扶養が保護の要件でないことの説明は一切なく、親族が

援助しなければ申請者が保護を受けられないかのような「誤認」に導く内容となっています。

現に、厚労省の見本そっくりの長野市の調査書は、保護にあたっては「扶養義務者の扶養(援助)を優先的に受けること

とが前提」などと、生活保護法に明確に反する記述を行っていました。「扶養義務者の扶養」は「保護に優先して行われる」という生活保護法の規定は、扶養を保護の前提とするものではなく、親族が援助を拒んでも保護の判断には影響しません。仕送りなどがあればその分を収入と認定して保護費を減額するという意味にすぎません。

国会で審議中の生活保護法改悪案は、親族の家計状況や勤務先などの調査を強めるなど、扶養義務を強化する内容となっています。親族への圧力で保護申請をあきらめさせる「水際作戦」を合法化するものです。